

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年6月28日

島根県知事 丸山達也 殿



提出者

住 所 島根県大田市温泉津町井田イ945-2

氏 名 株式会社 丸 惣 大田工場

代表取締役 佐々木 賢 一

電話番号 0855-66-0112

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

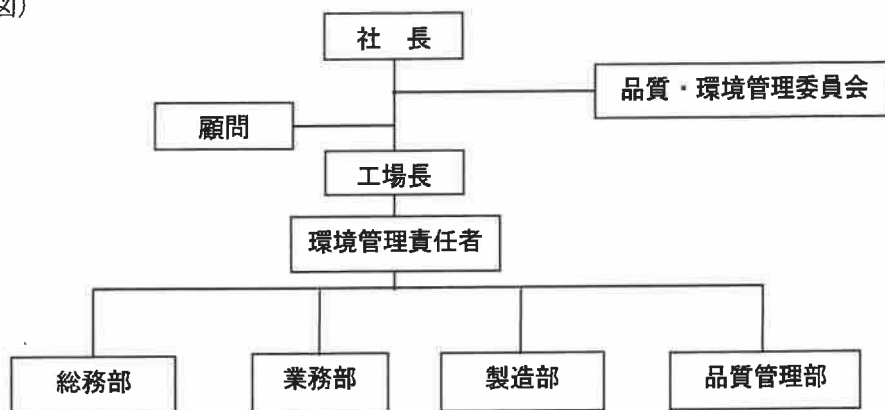
事業場の名称	株式会社 丸惣 大田工場
事業場の所在地	大田市温泉津町井田イ945-2
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	粘土かわら製造業 (2131)
②事業の規模	出荷額 6.7億円 (令和2年度実績)
③従業員数	50名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	(別紙2参照)	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・歩留まり向上に努めたが、新製品（平板瓦）の導入時に歩留まりが低下し廃瓦が増加した。 ・令和元年には平板瓦の生産を本社工場に移管し、歩留まりが安定。 ・令和元年、令和2年の生産実績はコロナ禍の影響で生産量が減少したので廃瓦の排出も減少している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(別紙2参照)	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・昨年度はコロナ禍の影響で生産量が少なかったため、平成30年度以前の生産量から平板瓦分を除いた数字を基本に計画を立てた。 ・道具瓦・のし瓦等依然として歩留まりが悪い製品の改善と、主要生産品の棧瓦の歩留まり安定に努力します。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず、汚泥、廃油、焼却灰、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず 廃油、焼却灰、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ ）実績】		
	産業廃棄物の種類	(別紙2参照)	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(別紙2参照)	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	(別紙2参照)	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 歩留まりの改善・安定に努力した。 歩留まりが悪かった製品の生産を移管した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(別紙2参照)	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 道具瓦・のし瓦等の主要品目以外の製品歩留まりの向上に努める。 主要品目の歩留まり向上・維持に努める。		

(第4面)

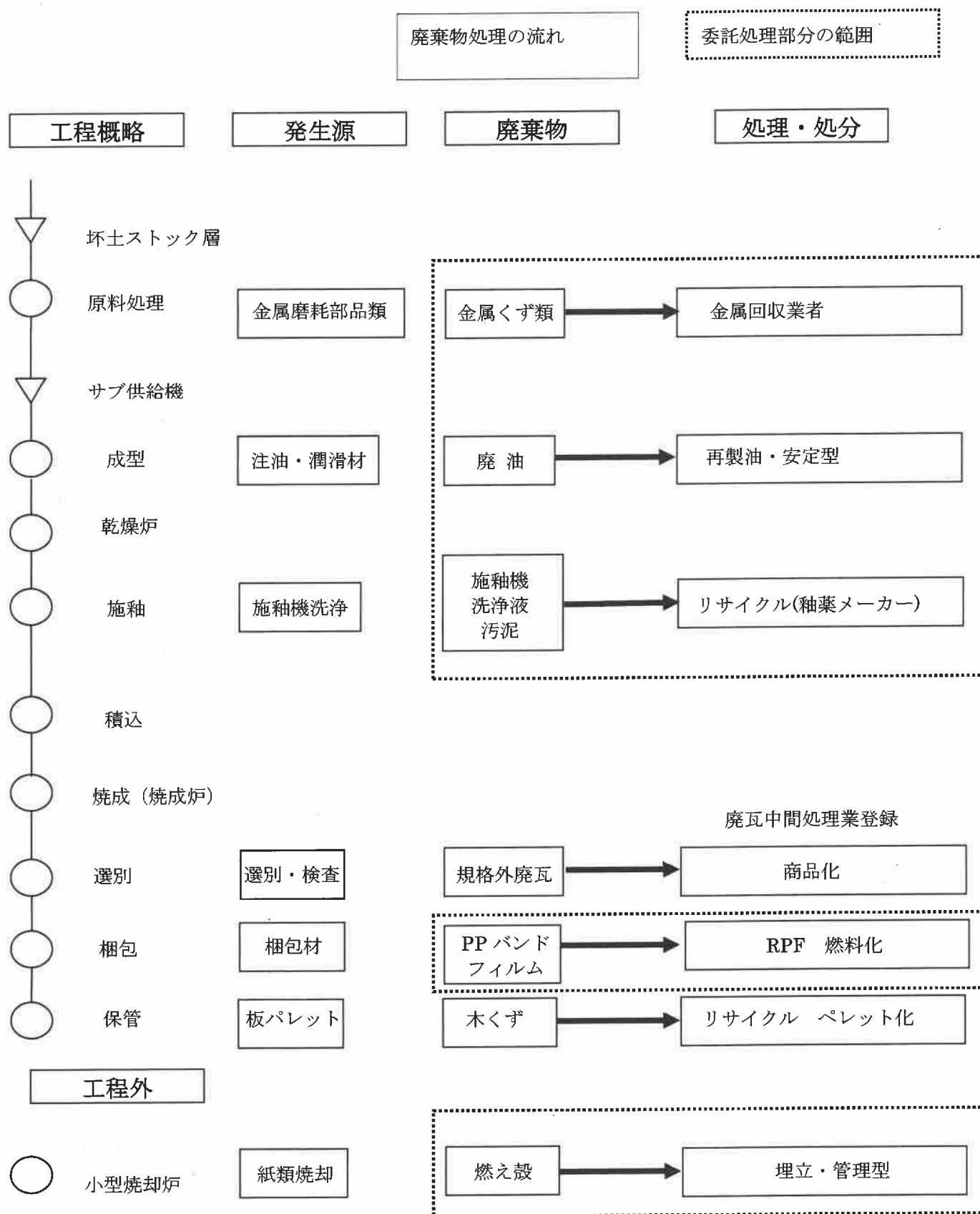
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	(別紙 2 参照)	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 木パレットが腐食しやすい滞留在庫を抑制するために、生産計画を立てて生産している。 ・ 客先には木パレットを古くなる前に送り返すようお願いしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(別紙 2 参照)	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も滞留在庫防止のために、生産計画の立案と、生産調整を行います。 ・各先の木パレット回収サイクルを短くするよう、協力を求めます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 廃棄物発生フロー図



* 図1、図2に製造工程概略図を示します。

図1 工程概略図

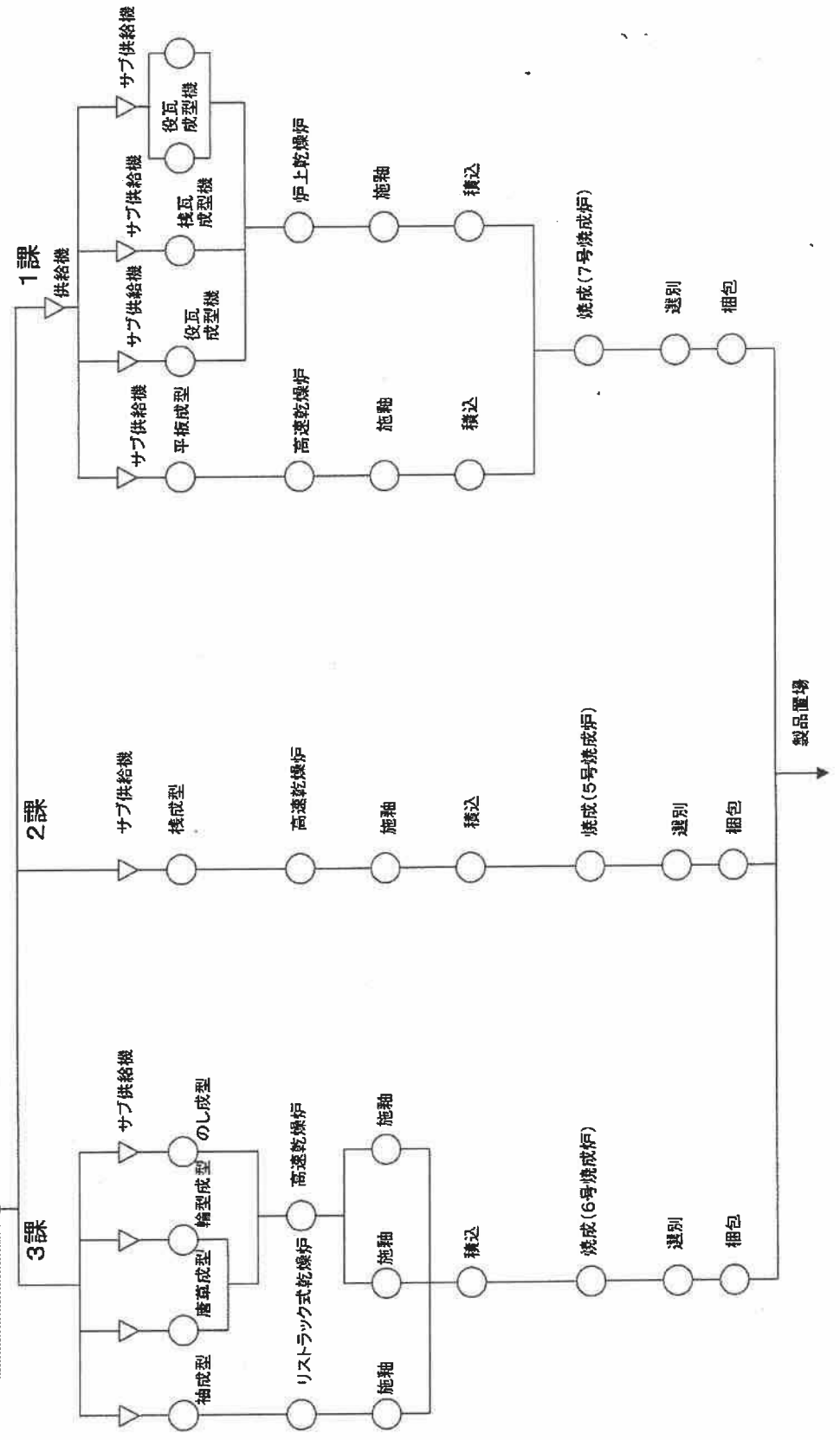
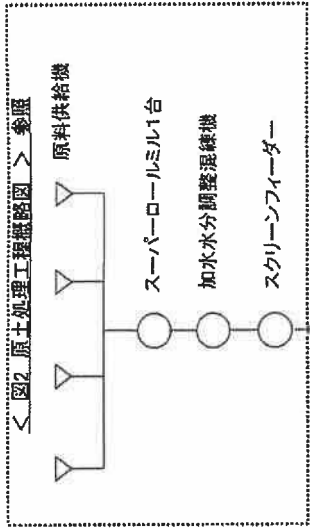


図2 原土処理
工程概略

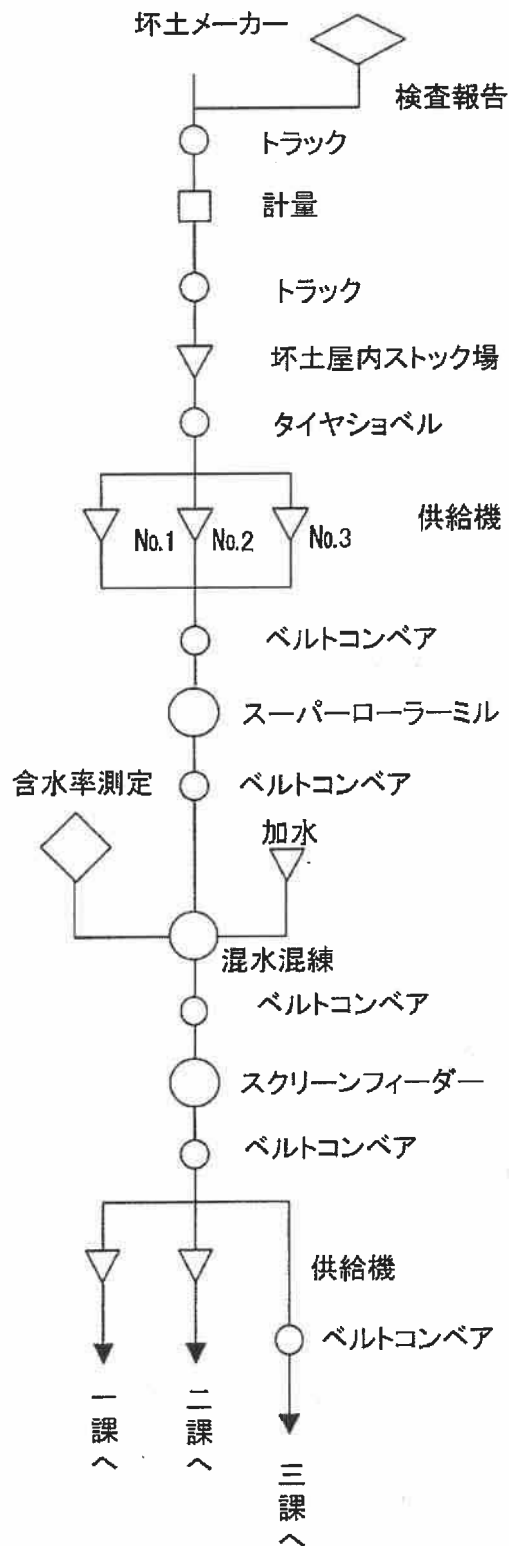


図 3 大田工場配置図 平成 22 年 8 月 1 日

株式会社 丸 惣 大田工場



産業廃棄物処理計画実施状況報告【令和2年度実績】

産業廃棄物の種類 名 称	計 画										⑪確認認定処理業者 への処理委託量(t)		
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接焼立 処分又は海洋投 入処分した量 (t)	④自ら中間処理 した量 (t)	⑤④のうち 焼回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後の再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理 した後の焼立処分 又は海洋投入 処分した量 (t)	⑩直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分 ⑩ = ①-②-③-④+⑤-⑥-⑦ = ⑧+⑨+⑩+⑪		
陶磁器くず(廃瓦)	2,310			2,310	2,310		2,310	2,310	0				
廃プラスチック	4								4				4
木くず	40								40				
汚泥	0								0				
廃油	1								1				
燃殻	1								1				1
ガラスくず	0								0				
金属くず	4								4				
がれき類	0								0				
合計	2,359	0	0	2,310	0	2,310	0	2,310	49	45	0	0	4

産業廃棄物処理計画【令和3～7年度】

産業廃棄物の種類 名 称	計 画										⑪確認認定処理業者 への処理委託量(t)		
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接焼立 処分又は海洋投 入処分した量 (t)	④自ら中間処理 した量 (t)	⑤④のうち 焼回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後の再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理 した後の焼立処分 又は海洋投入 処分した量 (t)	⑩直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分 ⑩ = ①-②-③-④+⑤-⑥-⑦ = ⑧+⑨+⑩+⑪		
陶磁器くず(廃瓦)	3,350			3,350		3,350		3,350	0				
廃プラスチック	4								4				4
木くず	40								40				
汚泥	1								1				
廃油	0								0				
燃殻	1								1				1
ガラスくず	0								0				
金属くず	4								4				
がれき類	0								0				
合計	3,400	0	0	3,350	0	3,350	0	3,350	50	50	0	0	5